

## 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

2023 年 1 月 4 日

株式会社キャリアインデックス

2023年1月4日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都港区白金台五丁目12番7号  
株式会社キャリアインデックス  
代表取締役 板倉 広高

株式会社キャリアインデックスは、2022年11月11日付で当社と株式会社ユースラッシュ（以下、「ユースラッシュ」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2022年12月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ユースラッシュを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本吸収合併）を実施いたしました。本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）  
2022年12月31日
2. ユースラッシュ（吸収合併消滅会社）における会社法第784条の2、第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
  - （1）吸収合併をやめることの請求（会社法施行規則第200条第2号イ）  
会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
  - （2）反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第200条第2号ロ）  
当社の完全子会社であったことから、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
  - （3）新株予約権の買取請求（会社法施行規則第200条第2号ロ）  
新株予約権を発行していないことから、会社法第787条第1項第1号の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
  - （4）債権者異議（会社法施行規則第200条第2号ロ）  
会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対する官報公告及び個別催告

を行いました。同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社（吸収合併存続会社）における会社法第796条の2及び第797条並びに第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法施行規則第200条第3号イ）

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第200条第3号ロ）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年11月24日付の電子公告により、本吸収合併に係る株主に対する公告を行いました。同法第796条第3項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本吸収合併は、同法796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 債権者の異議（会社法施行規則第200条第3号ハ）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年11月24日付で債権者に対する官報及び電子公告を行いました。同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により当社がユースラッシュから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、ユースラッシュの資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定によりユースラッシュが備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

別添の通りです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2023年1月13日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項)

2022 年 11 月 11 日

株式会社ユースラッシュ

2022年11月11日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区渋谷一丁目15番12号  
LAIDOUTSHIBUYA503  
株式会社ユースラッシュ  
代表取締役 齊藤 慶介

当社は、2022年11月11日に株式会社キャリアインデックスとの間で締結した合併契約に基づき、2022年12月31日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社キャリアインデックスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うこととしましたので、会社法第782条1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社と株式会社キャリアインデックスとの間で締結した合併契約書は、別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法施行規則第182条第1項各号に掲げる事項の内容

##### (1) 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

株式会社キャリアインデックスは、当社の完全親会社であることから、合併対価の交付はありません。

##### (2) 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

合併対価の交付はないことから、該当事項はありません。

##### (3) 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

##### (4) 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

###### ①株式会社キャリアインデックスの次に掲げる事項

###### i 最終事業年度に係る計算書類等の内容

有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。

なお、最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- ii 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- iii 最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

②当社についての次に掲げる事項

- i 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

(5) 吸収合併が効力を生ずる日以後における株式会社キャリアインデックスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日後における株式会社キャリアインデックスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社キャリアインデックスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併後における株式会社キャリアインデックスの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

(6) 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

該当事項はありません。

収入印紙  
4万円

## 合併契約書

株式会社キャリアインデックス（以下「甲」という）及び株式会社ユースラッシュ（以下「乙」という）とは、下記のとおり合意し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併（以下「本合併」という）して、甲は存続し乙は消滅する。

2. 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

東京都港区白金台五丁目12番7号

株式会社キャリアインデックス

乙：吸収合併消滅会社

東京都渋谷区渋谷一丁目15番12号

LAIDOUTSHIBUYA503

株式会社ユースラッシュ

### 第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は2022年12月31日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要のあるときは、甲乙協議のうえ、それぞれの効力発生日を変更することができる。

### 第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を一切交付しない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

### 第5条（合併承認決議）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく乙と合併する。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく甲と合併する。

### 第6条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

### 第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意

をもって、それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

#### 第8条（従業員の処遇）

甲は効力発生日における乙の従業員を全部引き継ぐ。但し、勤続年数の通算方法その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ決定する。

#### 第9条（合併契約の効力）

本契約は、甲もしくは乙の適法な機関決定による承認が得られないとき、又は法令に定める監督官庁の許可を得られないときは、その効力を失う。

#### 第10条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

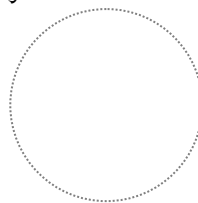
#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

2022年11月11日

甲： 東京都港区白金台五丁目12番7号  
株式会社キャリアインデックス  
代表取締役 板倉 広高



乙： 東京都渋谷区渋谷一丁目15番12号  
LAIDOUTSHIBUYA503  
株式会社ユースラッシュ  
代表取締役 齊藤 慶介

